鳥取県告示第578号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年8月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者 の名称	調査を行った時 期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
智 頭 町	平成18年度から	智頭町(大字大背[6001]	大字大背[6001]の各	平成20年8月19日
	平成19年度まで	の一部)の地籍図及び地	一部	
		籍簿		
大 山 町		大山町(殿河内、下市、	殿河内、下市、高	
	"	高橋、上市、退休寺及び	橋、上市、退休寺及	IJ
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	住吉の各一部)の地籍図	び住吉の各一部	"
		及び地籍簿		
南 部 町	平成17年度から	南部町(朝金の一部	朝金の一部[0601]	
	平成19年度まで	[0601]) の地籍図及び地		11
		籍簿		
	平成11年度から	南部町(朝金の一部	朝金の一部[803]	
II.	平成20年度まで	[803]) の地籍図及び地		II .
		籍簿		